

令和8年度検査方針

目 次

第1	基本方針	1
1	総論	1
2	社会情勢の変化を的確に踏まえた検査	1
3	重要なリスクに焦点を当てた検査	1
4	問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明	2
5	検査対象者の負担の軽減	2
第2	検査の質的向上に向けた取組に関する事項	2
1	検査能力の更なる向上	2
2	的確なリスク・プロファイリングの実施	3
3	指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化	3
4	系統金融機関に対するレビューの実施	3
5	指導部局等との情報共有等	4
6	検査指摘事項に対する的確な改善の確保	4
第3	統一検査事項	4
1	共通事項	4
(1)	外部環境の変化の経営への影響等	4
(2)	法令遵守	5
(3)	マネロン等対策	5
(4)	財務管理態勢	5
(5)	業務継続体制等の構築	5
2	協同組合	5
(1)	信用事業	5
(2)	共済事業	6
(3)	経済事業	6
(4)	指導事業・総合調整事業等	7
(5)	医療・老人福祉事業	7
(6)	要請検査	7
(7)	その他	7
3	農林漁業信用保証団体	7
4	農業共済団体	7
5	漁業保険団体	8
6	土地改良区等	8
7	中央卸売市場の開設者	8
8	商品先物取引業者等	8

第1 基本方針

1 総論

農林水産省大臣官房検査・監察部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課（以下「検査・監察部等」という。）の所掌に係る検査の実施に当たっては、合法性、合目的性及び合理性について検討することを基本原則とし、農林水産省協同組合等検査基本要綱の第4に規定する基本的指針である、

- ① 重要なリスクに焦点を当てた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解

に沿って、検査対象となる団体又は事業者（以下「検査対象者」という。）のより良い経営の実現を目的として検査に取り組むこととする。

2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

検査対象者を取り巻く環境変化を的確に踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）等において示された団体に対する施策に対応した検証に取り組むとともに、東日本大震災及び能登半島地震の復旧・復興に係る各種施策等において示された政策課題に対応した検証に取り組む。

特に系統金融機関（信用事業を行う農業協同組合及び漁業協同組合、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫）については、デジタル技術の進展、国内外における金利の上昇等の市場環境の変化の下で、バーゼルⅢの適用、地域金融力強化プランの策定、早期警戒制度の見直し等の金融行政の展開への対応状況に重点をおいて検証を行うとともに、持続可能な収益構造の構築に向けた取組内容を中心として、経営課題に係る対話を主な手法とするレビューを実施する。

その際、金融犯罪の多様化やサイバーテロ等の増加を踏まえ、金融犯罪対策やサイバーセキュリティ対策が適切に実施されているかについても併せて検証を行う。

とりわけ、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン等対策」という。）については、FATF第5次対日相互審査を見据えて、有効な対策が取り組まれているかの検証に特に重点を置く。

他方、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等については、引き続き厳格な検査を行う。

3 重要なリスクに焦点を当てた検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスク・プロファイリングにより、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てた検証を実施する。

特に、不祥事等や問題事象が発生した場合に社会的影響の大きい検査対象者及び事業運営等

の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

なお、都道府県から信用事業実施組合¹、共済事業実施組合²及び農業共済組合に係る検査の実施要請があった場合には、人的リソースの面で対応可能な範囲で最大限受け入れるよう努め、事前に二者で十分な打合せを実施した上で検証に取り組む。

また、信用事業実施組合に係る三者要請検査（都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査）については、都道府県からの要請状況を踏まえつつ、金融庁と協議することとし、実施に当たっては、事前にリスク分析を行い、当該分析結果を三者で共有すること等により、リスクに応じた検証に取り組む。

4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

市場リスク、信用リスク等のリスクカテゴリーごとに、内部統制の不備又はリスク管理上の問題点を重点的に検証し、検出された非違事象の背後にある問題の本質的な改善を促すとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

5 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、検査対象者の規模・特性及び事務負担に配慮した資料提出期限を設定する。

また、総（代）会又は株主総会の開催日等に可能な限り配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に配慮する。

さらに、デジタル技術の汎用化を踏まえ、実地方式とオンライン会議システム等を活用した書面方式を適切に組み合わせたハイブリッド方式による検査を実施するなど、必要に応じて検査手法を検討する。

第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

1 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に対応するため、専門的・実践的な内容の研修等を行い、検査の質的向上と検査技術の向上を図る。

具体的には、市場リスク、会計経理・決算、内部統制等の研修を通じてこれらの知見を高めることや、部内の公認会計士、中小企業診断士、金融機関経験者等の知見を活用することで検査の質的向上を図るほか、データ分析及び対話の技術向上のための研修を通じて検査技術の向上を図る。

また、検査の実施に係る検査対象者の意見、要望等を聴取するため、書面により意見を収集するオフサイト検査モニターを実施するとともに、必要に応じて検査対象者を訪問することに

¹ 信用事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

² 共済事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

より意見を聴取するオンサイト検査モニターを実施し、当該意見等を踏まえて検査手法等の改善を図ることで、適正な検査を推進する。

2 的確なリスク・プロファイリングの実施

信用農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、経済農業協同組合連合会、厚生農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農業協同組合（以下「農協」という。）においては、検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率的かつ深度ある検査を実施するため、以下により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算関係書類、業務報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向・人員体制等の近年の傾向を把握するとともに、指導部局との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 指導部局の担当者を交えた事前検討会、指導部局との定期及び随時の意見交換会の開催に加え、監督行政において把握した情報についても提供を受けること等により、指導部局の目線から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 全国団体との意見交換会の開催等により、当該団体から見た会員を含む業界内の問題点等についても十分に把握する。
- ④ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

また、信農連及び信漁連においては、指導部局が実施したヒアリング結果を精査すること等により、損益、貸出金（農漁業者への貸出状況を含む。）、運用利回り、貯貸率等の推移、有価証券の評価損の動向並びにポートフォリオの運営状況等、より詳細なリスク・プロファイリングを実施する。

3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

4 系統金融機関に対するレビューの実施

信農連については、指導部局と連携し、リスク・プロファイリングの結果及びこれまでの検査対象者の取組を踏まえ、市場環境の変化、人口減少及び高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中で、収益性及び健全性確保に向けた対応策及びマネー・ローンダリング対策等金融犯罪対策並びに農協の自己改革の着実な実践に資する取組について、レビュー（共通する経営課題に係る項目を選定し、統一目線で当該項目への取組状況を横断的に検証すること。）の手法を取り入れ、重点的に検証する。特に検査により判明した課題を検査書に記載し、検査対象者の改善を促す取組については、より深度ある実践を行う。

また、都道府県から農協に対するレビューの手法を取り入れた検査の実施要請があった場合には、従来の検査に加え、試行的に実施する。

信漁連については、指導部局と連携し、水産資源及び漁業者の減少等により経営環境の厳し

さが増す中、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組及び漁業金融機能の強化に向けた取組について、引き続きレビューの手法を用い、重点的に検証する。特に検査により判明した課題を検査書に記載し、検査対象者の改善を促す取組については、より深度ある実践を行う。

5 指導部局等との情報共有等

指導部局との間で双方向での密接な連携・情報交換を図ることとし、指導部局から提供を受けた情報や、検査対象者の指導事業等を行う全国団体等との意見交換等によって得た情報を検査において活用することにより、検査の実効性を確保する。

また、これらの情報等に基づき検査で把握した業態共通の課題・問題点等については、指導部局（必要に応じて全国団体等）にも共有し、改善指導等に反映させるよう努める。

6 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導部局から発出された報告徴求命令等に基づき、検査対象者から指導部局に提出された後、検査部局に回付された改善状況報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じ、指導部局の指導方針について意見交換を行う。

また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出された検査対象者については、速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、指導部局との連携を強化する。

さらに、検査指摘事項等の改善指導が的確に行われるよう連携を図る観点から、指導部局に対して、検査において把握した情報のうち、監督上参考となる情報の提供を行う。

第3 統一検査事項

令和8年度における検査対象者に係る統一検査事項は、次のとおりとする。

1 共通事項

検査対象者に共通する事項として、特に以下について重点的に検証する。

(1) 外部環境の変化の経営への影響等

ア エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による経営への影響

エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による事業費の増加に伴う経営及び会員・組合員への影響

イ 債券価格の下落に伴う財務状況への影響

余裕金を国債等の債券で運用している検査対象者において、金利上昇に伴う債券価格の下落により生ずる評価損の状況と財務への影響

ウ 資金調達コストへの対応

設備投資、運営経費等に充当するための借入金を有する検査対象者において、金利上昇に伴う借入コストの増加による収支及び業務運営への影響

エ 不動産関連融資への対応

不動産関連融資の残高割合が高い又は増加させている検査対象者において、金利上昇等が債務者の経営や返済能力に及ぼす影響の把握を含めた管理態勢及び経営への影響

オ 自然環境、経済情勢等の変化による経営への影響及び農林漁業者等への支援の対応

(ア) 検査対象者における各事業の取扱高、財務状況等を中心とした経営への影響

(イ) 会員・組合員の農林漁業経営の継続のために、検査対象者が講じた具体的な支援策とその効果（成果）

(2) 法令遵守

検査対象者が行っている事業において、根拠法令に基づいた手続きを適切に履行するための態勢の有効性（他省庁所管法令を含む。）

(3) マネロン等対策

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）（以下「犯収法」という。）に定める「法令上の義務」、関係省庁からの要請に定める「対応が求められる事項」について、検査対象者において整備されたリスク管理態勢の運用の有効性（連合会組織にあつては、会員指導の適切性を含む。）

(4) 財務管理態勢

一般に公正妥当と認められる会計の慣行又は関係法令に従い、財産及び損益の状況を適正に表示する計算書類等を作成するための態勢整備

(5) 業務継続体制等の構築

検査対象者が抱えるリスクの多様化・複雑化も踏まえつつ、大規模自然災害の発生時等にあつても、最低限必要な機能、役割を発揮するための危機管理マニュアルや業務継続計画の策定の状況

2 協同組合

(1) 信用事業

① 信農連

「収益性及び健全性確保に向けた対応策」及び「マネー・ローンダリング対策等金融犯罪対策」並びに「農協の自己改革の着実な実践に資する取組」をレビュー項目とし、特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 有価証券等の運用規模も踏まえ、金利の上昇（評価損の拡大）や高止まりに備えたリスク管理態勢の構築に向けた取組状況

イ 有価証券に依存した運用構造の中、リスクの分散と収益源の多様化を図るために行う、農業者及び地元企業に対する貸出しの増加に向けた取組状況並びに貸出先の事業実態の把握状況

ウ 資材等の更なる高騰等により厳しい状況に置かれている農業者の経営改善に向けた会員農協の取組の支援の状況

エ 農業者、会員農協及び食農関連企業をつなぐ「食農バリューチェーン構築」に向けた会員農協の取組の支援の状況

オ 犯収法、関係省庁からの要請に基づくマネロン等管理態勢について、系統マネロン管理システムで把握した疑義情報への対応も含めた取組の有効性及び会員農協への指導状況

カ 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（令和7年9月12日金融庁・警察庁要請）への対応状況

② 信漁連

「持続可能な経営基盤の確立に向けた取組」、「漁業金融機能の強化に向けた取組」をレビュー項目とし、特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 従来のビジネスモデルに応じた経営の安定化等に加え、中長期的な人員確保や今後の職員数を見込んだ業務運営のあり方の検討状況

イ 従来の「浜に出向く」の融資推進体制の強化、漁業者等の課題解決につなげる相談力・提案力の発揮等に加え、水産バリューチェーンや周辺産業への貸出し強化に向けた取組

(2) 共済事業

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 不祥事等のリスク事案の再発防止策

イ 満期共済金等の多額の未払に係る対応及びその改善状況

ウ 高齢者に対する適切な契約の推進（親族等の同席等）

エ 不必要な契約及び不正契約の状況並びに防止策

(3) 経済事業

① 農協系統組織

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 自ら取り組むとしている「農業者の所得向上」に係る具体的な取組内容、その課題・問題点等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）

イ 物流効率化に向けた取組の状況

② 森林組合系統組織

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が実施する森林の適切な経営管理への会員組合の参画等に係る指導状況

イ 森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策

ウ 物流効率化に向けた取組の状況

③ 漁協系統組織

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 漁業者の所得向上等に向けた漁連の取組内容（海業に取り組む漁協への支援を含む。）、その課題・問題等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策
- エ 物流効率化に向けた取組の状況

（４）指導事業・総合調整事業等

特に会員組織に対する指導等が的確かつ適切に行われているか重点的に検証する。

また、農業協同組合中央会については、会員農協の内部けん制体制の強化に対する支援、会員農協における自己改革への取組に対する支援の状況等について重点的に検証する。

（５）医療・老人福祉事業

地域における医療サービスの需給事情、患者の減少、人件費や資材費の高騰等による収支への影響等の経営状況を把握し、収支改善に向けた取組の実効性を重点的に検証する。

（６）要請検査

要請検査については、（１）及び（２）に係る検証事項に基づき、要請された事項について検証する。

（７）その他

ア 農協系統組織の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と農協の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革を着実に実践しているか検証する。

また、農協系統組織自らの自己改革実践サイクルの構築に向けた取組状況も検証する。

イ 漁協系統組織の検査に当たっては、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による水産政策の改革における漁協系統組織の取組を検証する。

3 農林漁業信用保証団体

特に保証引受、期中管理、代位弁済及び求償権の管理・回収の適切性について重点的に検証する。

4 農業共済団体

都道府県から要請された事項について検証するほか、特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 不祥事等のリスク事案の再発防止
- イ 災害等の発生状況を踏まえた引受リスク管理の実施状況
- ウ 引受、共済金・保険金等の支払の適正性
- エ 業務経費の支出の適切性

5 漁業保険団体

特に漁業共済及び漁船保険の引受け、共済金・保険金の支払について重点的に検証する。

6 土地改良区等

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 土地改良施設の老朽化、農業者の高齢化等が進展する中での土地改良施設の維持管理及び更新状況

イ 適正な財務諸表等の作成に係る態勢整備

ウ 受託事務（契約書等の締結状況を含む。）及び簿外管理（現金、通帳等）については、不祥事等が発生するリスクが高いことから、受託事務等における適正な会計処理の実施状況

エ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全事業に係る計画の取組状況

7 中央卸売市場の開設者

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）を踏まえ、特に中央卸売市場の開設者が行う卸売業者等検査への取組について重点的に検証する。

また、中央卸売市場の開設者に係る検査技術の向上の支援を行う。

8 商品先物取引業者等

経済産業省との連名で、別に定める「令和8年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画」のとおりとする。